

第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に係る特殊建築物の位置について

(富士吉田市 一般・産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

申請者名称	株式会社 タケエイグリーンリサイクル 代表取締役 福嶋 慶久				
位置	山梨県富士吉田市上吉田字唐松入 4838番1他3筆 (都市計画区域内 用途地域指定無し)				
	一般及び産業廃棄物処理施設				
処理施設	【申請】破砕施設(木くず) 処理能力:353t/日 破砕施設(木くず) 処理能力:187 t/日 破砕施設(木くず) 処理能力:283 t/日				
	【既存】破砕施設(木くず) 処理能力:221.6 t/日 ※撤去予定				
申請理由	事業の拡大に伴い、敷地の拡張・建屋の建築を行い、 老朽化した機器を撤去し、新たな機器を設置する。				

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

事業概要

- 一般及び産業廃棄物の中間処理(廃掃法第7条、8条、14条、15条許可取得予定)
- 破砕

【廃棄物の種類】

木くず(枝葉、丸太、根株、草・竹類)

【一般廃棄物】

富士吉田市内の民間業者及び、 富士吉田市と事前協議がされて いる自治体からの木くず。

【産業廃棄物】

山梨県内および首都圏を中心と した産業廃棄物中間処理業者、 建設業者、造園業者他からの 木くず。

法第51条ただし書許可対象

〇 一般廃棄物処理施設 及び 産業廃棄物処理施設

① 破砕施設(木くず) 処理能力: 353 t/日

② 破砕施設(木くず) 処理能力: 187 t/日

③ 破砕施設(木くず) 処理能力 : 283 t/日 計823 t/日



木くず (処理前)



燃料チップ 10~50mm (処理後)



及び



敷き料 10mm未満

(処理後)

処理工程

受入

分別

破砕

選別

- 廃棄物受入
- 一般廃棄物卸し場 産業廃棄物卸し場 に荷卸し

【根株・丸太】

【枝葉】

【袋入り枝葉】に分別

破砕機で破砕



【10~50mm】→燃料チップ

【10mm以下】→敷料

[50mm以上]

にふるい分機で選別













燃料チップ

バイオマス発電所等へ出荷

敷料

酪農家へ出荷



燃料チップ (10~50mm)



敷料 (10mm未満)

◆建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

法第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、 汚物処理場、ごみ焼却場<u>その他政令で定める処理施設</u>の用途に供 する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているも のでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

①一般廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

- 第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)
- ◆廃棄物処理法施行令
- (一般廃棄物処理施設)
- 第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5t以上(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上)のごみ処理施設とする。

富士吉田市都市計画審議会で敷地の位置が都市計画上支障がないことを審議済

②産業廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令

(位置の制限を受ける処理施設)

- 第130条の2の2 法第51条本文(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。
- 二 次に掲げる処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)
 - イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
- ◆廃棄物処理法施行令

(産業廃棄物処理施設)

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。

八の二 第2条第二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)又はがれき類の 破砕施設であって、1日当たりの処理能力が5tを超えるもの

(産業廃棄物)

- 第2条 法第2条第4項第一号の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。
 - 二 木くず(建設業に係るもの、木材又は木製製品の製造業、パルプ製造業・・・中略に係るものに限る。)

山梨県都市計画審議会で敷地の位置が都市計画上支障がないことを審議



◆ 当該処理場における法51条ただし書き許可関連施設のまとめ

	施設の種類	廃棄物	処理能力	許可対象 (一廃)	許可対象 (産廃)
一廃処理施設 及び 産廃処理施設	破砕施設	木くず	353 t/日	≧5t/日	≧5t/日
	破砕施設	木くず	187 t/日	≧5t/日	≧5t/日
	破砕施設	木くず	283 t/日	≧5t/日	≧5t/日

申請概要

◆ 施設の概要

	施設の種類	機器名称	処理能力	廃棄物	備考
新設	破砕施設【対象】	木材破砕機 (タブグラインダー)	353 t/日	木くず	
	破砕施設【対象】	木材破砕機 (ビースト)	187 t/日	木くず	
	破砕施設【対象】	木材粗破砕機 (ビッグバス)	283 t/日	木くず	
	選別施設	ふるい分け機 (ロータリースクリーン)	_	木くず	
既存	破砕施設【対象】	木材破砕機 (タブグラインダー)	221.6 t/日	木くず	撤去
	選別施設	ふるい分け機 (スタースクリーン)	_	木くず	撤去
	選別施設	ふるい分け機 (トロンメル)	_	木くず	継続



◆ 建築物の概要

敷地面積:9,941.60m² (既存敷地6,274.94m²、增設敷地3,666.67m²)

容積率:24.90%<100% 建ぺい率:23.94%<60%

	建築物名	階数	構造	高さ	延べ面積	建築面積
今回申請	破砕処理棟	1	鉄骨造	11.59m	974. 70m²	974. 70m²
	前処理棟	1	鉄骨造	10.51m	593. 46 m ²	593. 46 m ²
	事務所棟	2	鉄骨造	7.00m	197. 28m²	102. 08 m ²
	ヤード棟	1	鉄骨造	7.97m	312. 16m²	312. 16m²
	合計				2, 077. 60 m ²	1, 982. 40m²
既存	倉庫棟	1	鉄骨造	8. 25m	355. 78 m ²	355. 78 m ²
	事務所棟	1	鉄骨造	2.96m	41. 99 m ^²	41. 99 m²
	合計				397. 77 m²	397. 77 m²

申請概要

作業日 月曜日~土曜日 (日祝日 休業)

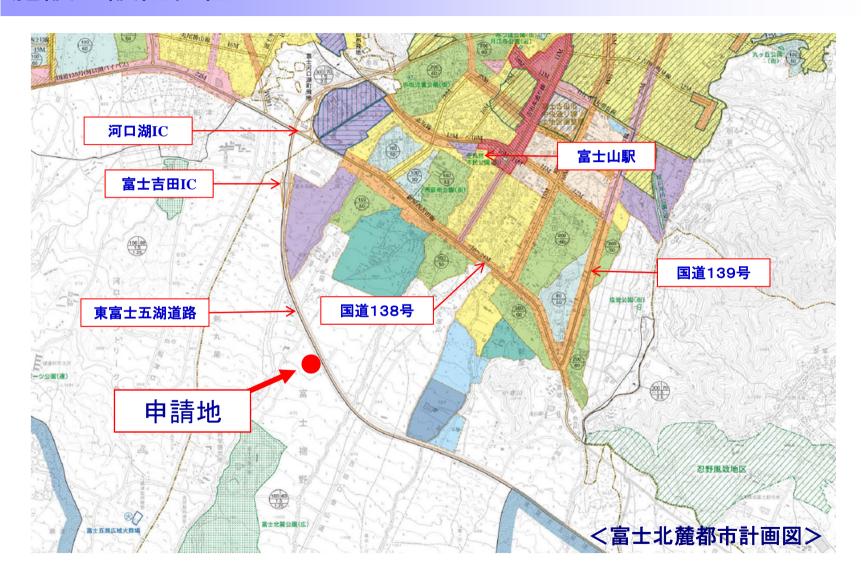
稼働時間

10時間 8:00~19:00 (12:00~13:00 除く) ※最遅を見込んだ場合

搬出搬入時間 搬出 午前5時~午後5時 搬入 午前7時30分~午後6時

■ 計画処理量

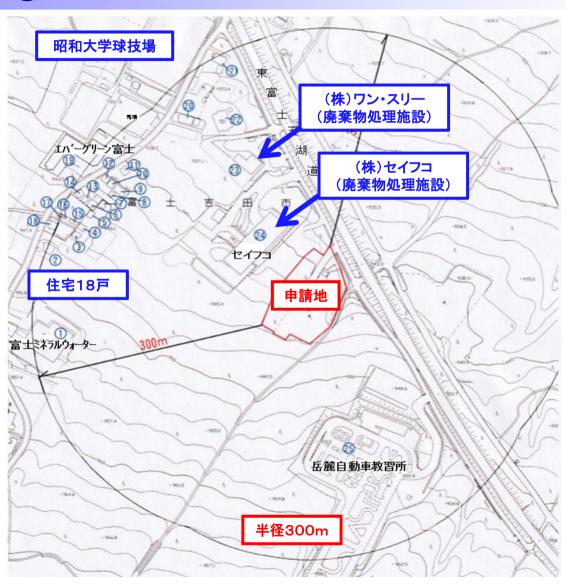
施設の設置位置



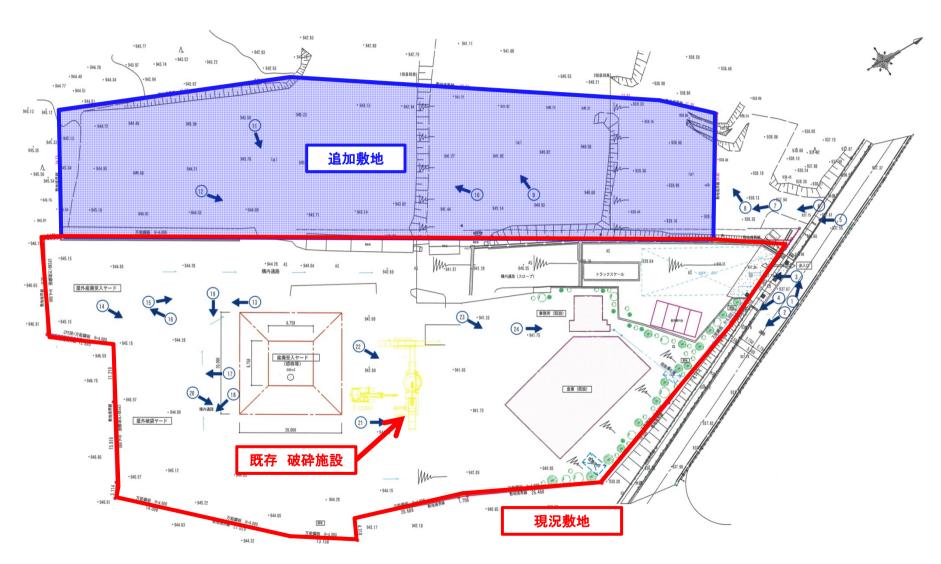
周辺状況図①



周辺状況図②



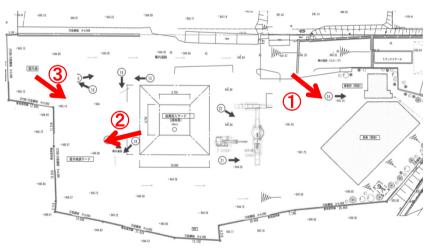




現況写真





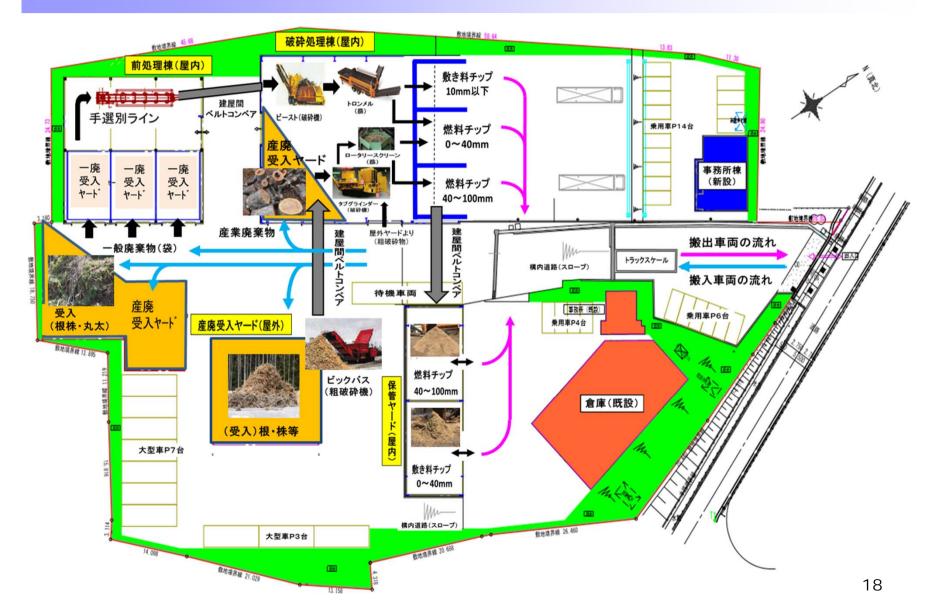




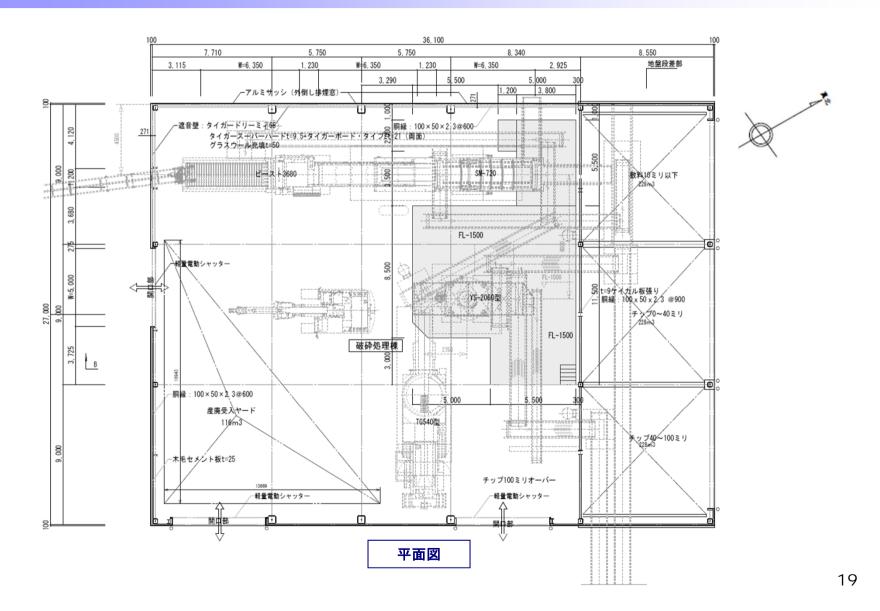
全体計画図



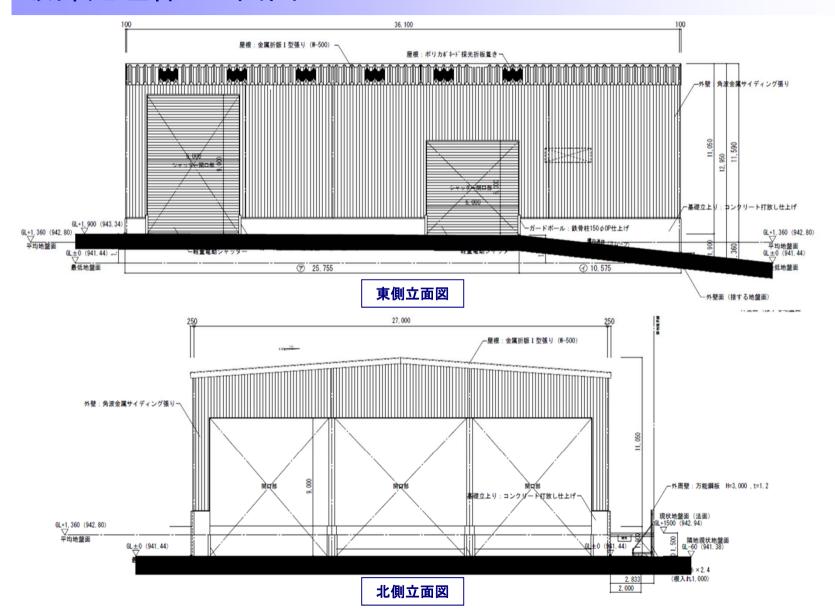
処理工程



破砕処理棟 平面図

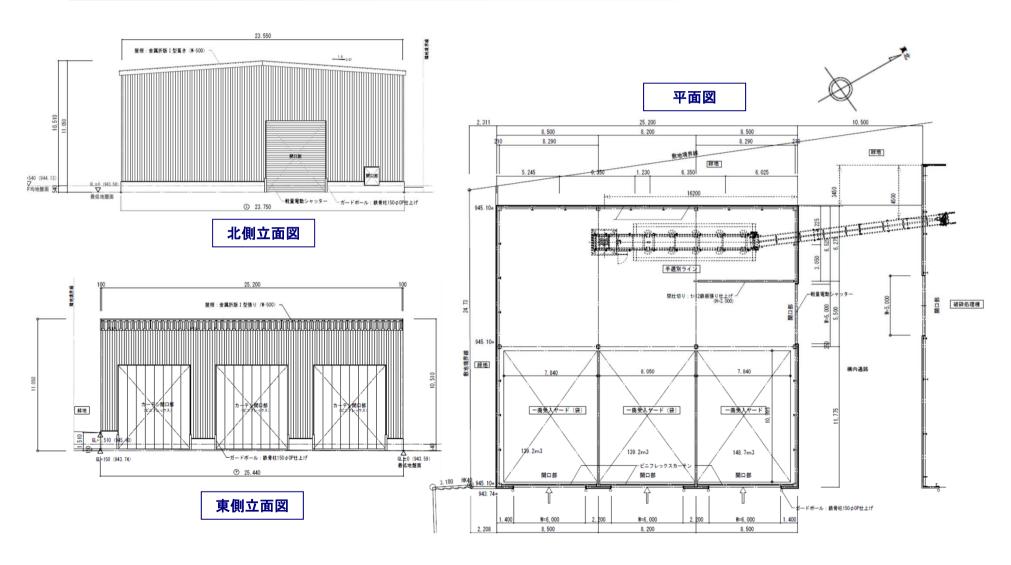


破砕処理棟 立面図

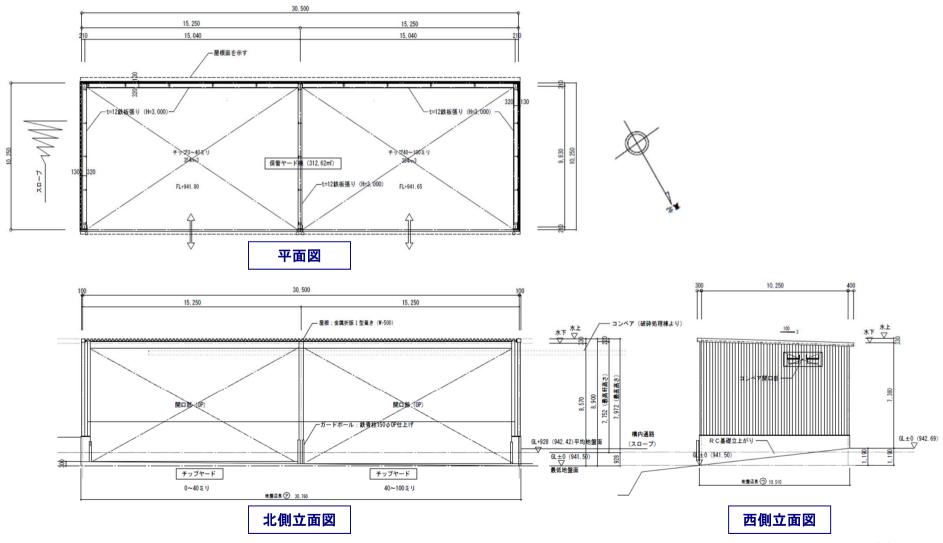


20

前処理棟 平面図・立面図



ヤード棟 平面図・立面図



事務所棟 平面図・立面図

